

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和7年度 第3回 評議員会議事録

- 1 開催の日時 令和8年2月25日（水）午後3時00分
- 2 開催の場所 公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構 事務室
大阪府中央区天満橋京町1番26号
当該場所に存しない役員等は、Web会議システム（使用サービス名：Zoom）を利用して参加。
- 3 評議員総数 9名
- 4 出席評議員数 8名
出席評議員 神 田 彰
出席評議員 小 宅 誠 司
出席評議員 中 野 晋
出席評議員 永 田 章 彦
出席評議員 吉 田 久 芳
出席評議員 谷 本 光 司
出席評議員 吉 田 延 雄
出席評議員 橋 本 正 司
- 5 出席理事 今 井 崇
- 6 出席監事 佐々木 泰 裕
出席監事 岡 本 光 平

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 開 会

令和7年度第3回評議員会を開始するにあたって、定刻に至り、事務局長の今井崇氏が開会を宣し、本日の各議案と定足数及び決議数について説明を行った上で、本日の令和7年度第3回評議員会は、定足数を満たしたので有効に成立した旨を告げた後、引き続き、来賓から挨拶があった。

(2) 議長選出

定款第18条の規定により、評議員小宅誠司氏が議長に就任し、議案の審議に入った。

(3) 議事録署名人選出

定款第20条第2項の規定により、議事録署名人に谷本光司評議員及び橋本正司評議員が選出された。

(4) 議 事

第1号議案 理事の選任に関する件

議長が、今井事務局長に「理事の選任に関する件」について説明させ、今井事務局長が、理事の選任について、資料1のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第2号議案 令和7年度収支予算書（補正）の承認の件

議長が、今井事務局長に「令和7年度収支予算書（補正）の承認の件」について説明させ、今井事務局長が、定款第7条第1項の規定により、令和7年度収支予算書（補正）を資料2のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第3号議案 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる見直しの承認の件 - 次期（令和8～10年度）事業計画・運営計画 -

議長が、今井事務局長に「公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方にかかる見直しの承認の件」について説明させ、今井事務局長が、資料3のとおり公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の今後のあり方を見直したい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第4号議案 令和8年度事業計画書の承認の件

第5号議案 令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件

議長が、今井事務局長に「令和8年度事業計画書の承認の件」及び「令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件」について一括説明させ、今井事務局長が、定款第7条第1項の規定により、令和8年度事業計画書を資料4のとおり、令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を資料5のとおりとしたい旨を説明した後、議長がこれを議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認された。

(5) 報告事項

今井事務局長から、資料6のとおり会計規程及び資金管理・運用規程の変更について及び資料7のとおり琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会について報告した。

(6) 閉 会

以上をもって、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構令和7年度第3回評議員会の議題全部を終了したので、今井事務局長が午後4時05分閉会を宣言した。

以上の決議を明確にするために、今井崇常務理事が議事録を作成し、議長および議事録署名人が次に記名押印する。

令和8年2月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

[資料1]

第1号議案

理事の選任に関する件

定款第22条第1項の規定に基づき、下記の者を理事に選任する。

記

1 理事候補者

(新) 湯 木 保 彦

(旧) 今 井 崇

2 任 期

定款第25条第3項の規定に基づき、今回選任する理事の任期は、令和8年4月1日から令和9年に開催する定時評議員会の終結の時までとする。

令和7年度収支予算書（補正）の承認の件

収支予算書（補正）
令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位:円)

科目	公益目的事業会計 公1	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	32,163,000	13,784,000		45,947,000	2,521,000	48,468,000
基本財産受取利息	(32,163,000)	(13,784,000)		(45,947,000)	(2,521,000)	(48,468,000)
特定資産運用益	0	0		0	1,038,000	1,038,000
特定資産受取利息	(0)	(0)		(0)	(1,038,000)	(1,038,000)
受取会費	200,000	0		200,000	0	200,000
賛助会員受取会費	(200,000)	(0)		(200,000)	(0)	(200,000)
寄付金収入	0	0		0	0	0
受取寄付金収入	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0		0	18,000	18,000
雑収益	(0)	(0)		(0)	(18,000)	(18,000)
経常収益計	32,363,000	13,784,000		46,147,000	3,577,000	49,724,000
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	3,150,000			3,150,000	△ 6,000	3,144,000
給料手当	11,337,000			11,337,000	432,000	11,769,000
法定福利費	3,011,000			3,011,000	△ 221,000	2,790,000
福利厚生費	30,000			30,000	0	30,000
会議費	25,000			25,000	0	25,000
旅費交通費	676,000			676,000	△ 257,000	419,000
通信運搬費	484,000			484,000	△ 47,000	437,000
消耗品費	399,000			399,000	△ 21,000	378,000
印刷製本費	692,000			692,000	△ 240,000	452,000
光熱水料費	372,000			372,000	0	372,000
賃借料	3,668,000			3,668,000	0	3,668,000
保険料	0			0	0	0
諸謝金	1,061,000			1,061,000	△ 158,000	903,000
租税公課	1,000			1,000	0	1,000
支払負担金	1,964,000			1,964,000	△ 44,000	1,920,000
支払助成金	4,300,000			4,300,000	30,000	4,330,000
委託費	8,415,000			8,415,000	△ 6,880,000	1,535,000
新聞図書費	55,000			55,000	47,000	102,000
支払手数料	13,000			13,000	0	13,000
減価償却費	764,000			764,000	△ 73,000	691,000
退職給付費用	194,000			194,000	3,000	197,000
管理費						
役員報酬		2,100,000		2,100,000	△ 4,000	2,096,000
給料手当		2,703,000		2,703,000	158,000	2,861,000
法定福利費		1,439,000		1,439,000	△ 39,000	1,400,000
福利厚生費		12,000		12,000	0	12,000
会議費		34,000		34,000	0	34,000
旅費交通費		103,000		103,000	△ 3,000	100,000
通信運搬費		190,000		190,000	△ 3,000	187,000
消耗品費		339,000		339,000	△ 77,000	262,000
印刷製本費		60,000		60,000	0	60,000
光熱水料費		159,000		159,000	0	159,000
賃借料		1,752,000		1,752,000	△ 156,000	1,596,000
保険料		60,000		60,000	0	60,000
諸謝金		1,127,000		1,127,000	△ 136,000	991,000
租税公課		65,000		65,000	30,000	95,000
支払負担金		50,000		50,000	△ 7,000	43,000
委託費		2,334,000		2,334,000	△ 1,710,000	624,000
新聞図書費		40,000		40,000	0	40,000
支払手数料		158,000		158,000	0	158,000
減価償却費		504,000		504,000	△ 31,000	473,000
経常費用計	40,611,000	13,229,000		53,840,000	△ 9,413,000	44,427,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	現計予算額	補正額	補正後予算額
	公1					
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,248,000	555,000		△ 7,693,000	12,990,000	5,297,000
基本財産評価損益等	60 0	0		0	0	0
特定資産評価損益等	0	0		0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0		0	0	0
評価損益等計	0	0		0	0	0
当期経常増減額	△ 8,248,000	555,000		△ 7,693,000	12,990,000	5,297,000
2. 経常外増減の部	65					
(1) 経常外収益						
有価証券売却益	0	0		0	0	0
雑収益	0	0		0	0	0
経常外収益計	0	0		0	0	0
(2) 経常外費用	70					
固定資産除売却						
固定資産除却損	0	0		0	0	0
経常外費用計	0	0		0	0	0
当期経常外増減額	0	0		0	0	0
他会計振替額	75 0	0		0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,248,000	555,000		△ 7,693,000	12,990,000	5,297,000
一般正味財産期首残高				124,751,694	5,188,287	129,939,981
一般正味財産期末残高				117,058,694	18,178,287	135,236,981
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	80 32,564,860	13,956,226		46,022,785	2,963,861	48,986,646
一般正味財産への振替額	32,163,000	13,784,000		45,947,000	2,521,000	48,468,000
当期指定正味財産増減額	53,050	22,736		75,785	442,861	518,646
指定正味財産期首残高				2,651,015,745	△ 304,258,705	2,346,757,040
指定正味財産期末残高				2,651,091,530	△ 303,815,844	2,347,275,686
III 正味財産期末残高	85			2,768,150,224	△ 285,637,557	2,482,512,667

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の 今後のあり方にかかる見直しの承認の件

(公財)琵琶湖・淀川水質保全機構(BYQ)の今後のあり方について

－ 次期(令和 8～10 年度)事業計画・運営計画 －

1. 次期見直しの背景

当機構は、平成 5 年に琵琶湖・淀川水系の水質保全に関する課題を住民や行政と一体となって解決していく唯一の機関として設立され、水質保全に関する調査研究事業、流域水質保全を目的とした広報啓発事業や活動支援事業等に取り組んできたところである。活動環境の変化等に伴う業務の見直しや府県や民間企業からの派遣職員の引き上げなどを踏まえた収支に見合うスリムな体制で、平成 25 年 4 月に公益財団法人への移行を行った。その後、社会からの期待にふさわしい水質保全への取り組みを通じ、広く公益実現に貢献する使命を与えられているとの認識に立ち、移行を契機として、収入に見合った事業体系、必要最小限のスリムな組織体制で臨むこととした。運営面では設立から 30 年以上が経過し機構のあり方が議論される中、流域水質保全に関する課題やニーズの変化、さらに機構の財務運営に影響する債券市場の金利低下傾向などの運営環境の変化への対応を求められるものの、中長期の運営計画を策定しづらいことから、当面 3 か年程度で事業・運営計画を立てて、各々の事業については年度毎の事業計画で精査、見直しを図ることとしてきた。

第 5 期(令和 5～7 年度)の運営においては、機構事務所の入居ビル解体に伴い、移転前の賃料程度と移転期限の条件のなかで移転物件を比較検討し、賃貸面積を従前より小さくするなどにより、移転補償費により機構の持ち出しもほとんどなく、令和 6 年 1 月に現在の事務所に移転した。

第 5 期事業計画・運営計画に基づき必要最小限の人員体制のなかで、収入増に伴い調査研究や水質保全研究助成などを充実させるなどにより、流域の水質保全活動への寄与を図ってきたが、次期計画に向け収入－支出の増加分については、令和 7 年度施行の改正公益法人法に基づき、機構事業等の見直しや公益充実資金の活用など検討していくことが求められる。

また、諸物価の上昇や人件費の定期昇給などに伴い年々費用は増加していくことや、円貨建て仕組債の運用においても早期償還条項付のため発行体の都合による元本返還の可能性が、令和 10 年度以降、15 年度以降にあり、その際の組み換えリスクに対する以下のとおり対応を行った。令和 6 年度頃から一時の超低金利から政策金利の見直しに伴い金利上昇がみられる中、特定資産は令和 5 年度時点で 7 千万円に減少しているが、当面の間特定資産を取り崩す可能性が低いことから、理事会・評議員会の決議を経て、特定資産 7 千万円のうち 6 千万円を基本財産債券と交換し、基本財産として新規で債券 6000 万円を購入し、基本財産債券 6000 万円(令和 14 年 6 月償還期限)は特定資産として保有し、合計で年間 138 万円の運用益を確保することができた。また、機構保有債券は 20 年債、30 年債であったが、30 年債を 40～50 年債に買い替えることに対してあらかじめ理事会、評議員会で報告したうえで、債券 6 億円(30 年債の一部)の 40 年債への組替を行い、年間約 258 万円の運用益を増加させることができた。

寄付金については機構の活動に理解をいただいた企業等から、令和5年度は600万円余り、令和6年度は370万円余りを受けることができた。

当機構ではこれまで超低金利の影響下による基本財産運用収入のため、必要最小限の組織体制と、公益目的事業についても事業を縮小し必要最小限の規模で継続してきた。

近年の金利上昇傾向の中において、債券組替等により一定運用収入が改善したが、一方で金利上昇は所有債券の時価評価の下落という側面もあるため、さらなる運用収入の改善は容易ではなく、また今後の金利動向を見通すことも困難なため、現時点で見通せる収入の範囲で、今後の機構のあり方、公益事業を中心とする取り組みの方向性を見通していくことが必要である。

また、令和6年改正の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「改正公益法人法」という。）で新たに制度化された「公益充実資金」の制度など活用して、事業の安定化を確保しながら事業を継続していく。

2. 今期(令和5～7年度)の主な取組み状況

【公益目的を基本とする事業運営の推進】

(1) 調査研究事業

機構の水質保全研究テーマは、「水質に関する生活環境保全に関わる調査研究」、「安全で安心な水のための健康リスクに関わる調査研究」、「環境変化への対応」の大きく3項目である。その中で流域全体が取り組むべき課題や自治体を超えて解決することが効率的、有効な課題等を研究対象に、原因の究明や対策につながる調査、行政が適切な施策を講ずる上で有用となる調査研究を実施している。今期は自主事業や共同研究を中心に取り組み、特に令和5～7年度は、これまで研究所が取り組んできた木津川上流域のうち未調査流域における降雨時の汚濁負荷調査結果等を用いて、令和7年度は平水時および降雨時の河川水質が有する汚濁負荷特性の比較や年間の総負荷量の検討を行った。また、理事会、評議員会の意見も踏まえて、琵琶湖等の異臭味に対する調査研究を開始し、原因の究明を進めており、今後も継続していく。

併せて、流域の水質・水環境情報や成果を当機構のWEB上に公開するとともに、調査研究成果等を関係府県、機関の施策に活用していただくため、評議員会、理事会、幹事会の他、研究助成成果報告会や学会の機会を利用し、研究成果の幅広い情報発信と知見の提供に努めている。

また、流域の研究機関と機構研究所が琵琶湖・淀川流域に共通する水質課題をテーマに議論する場として、「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」の場を設けて議論を開始した。

(2) 広報・啓発事業

「BYQ水環境レポート」は、平成6年から流域の水質・水環境情報を収集し毎年度更新と編集・発行し、冊子の配布とWEB上での公開を行っている。

「BYスタンプラリー」は、NPOや市民団体等の流域の「水環境保全活動団体編」と「水環境関連施設編」の2つの仕組みで、市民の流域水環境への関心を高める取組を

推進している。一つ目の仕組みでは、令和5年度から活動を紹介する等の目的のかわら版の発行を年2回に減らしたが、かわら版に注目してみると団体の利用度の回復が低迷しているように見られることから、一部の団体関係者に聞き取り等も行った。また、従来46団体であった参加団体は39まで減少している。現時点の対応策としては、令和7年度は、かわら版の発行回数を利便性向上のため年2回から3回とする等の対応策を実施した。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」を配布・WEB上で公開し、流域河川の水質・水環境情報の収集と提供を行っている。

また、各種イベントに機会に応じて、出展し、機構冊子の配布やパネルなどにより機構の取り組みを知っていただくように努めた。

「WAQU2（わくわく）調査隊」は、令和5年度から休止しており、内閣府に対して一定期間のちに廃止または再開の届け出が求められるため、再開の可否を検討しているところである。

「機構ホームページ」は、令和7年度から令和8年度頃を目標に、アクセシビリティやセキュリティの向上を目指して、機構ホームページの大幅なリニューアルを行う。

(3) 活動支援事業

「水質保全研究助成」は、地球温暖化や微量有害物質などの調査研究テーマのなかで、機構が行う調査研究を補完し琵琶湖・淀川流域の水質保全の課題解決に資することを目的に、大学や研究機関等の実施する研究に対して助成するとともに、成果報告会を通して助成研究成果の情報提供・普及を行っている。

「こども水質保全活動助成」は、流域の水質保全活動の担い手の育成に貢献する等の目的で、平成26年度から小学生から高校生までの子供たちが行う水質保全活動に助成を行い、例年8月頃に前年度に助成した活動の成果報告会を開催することにより、活動成果の共有や関係者間の交流を促進している。

3. 今後の事業及び運営のあり方

内閣府認定の公益目的事業である「淀川水系の河川・湖沼水の水質保全のための調査研究、啓発及び活動支援」の実施を基本とし、事業及び運営の継続に努めて行くものとするが、今後の機構の中・長期的な事業及び運営のあり方、さらに機構の方向性についての基本的な方針の検討は、機構の運営に深く関係する市場金利の動向等外的環境の変化を見極めながら、従来どおり3年毎に行う。

【事業のあり方】

今後3年間（令和8～10年度）の事業計画（案）を別紙1とし、個々の事業の詳細ならびに新たな事業についても年度毎の事業計画の中で検討する。

特に広報啓発事業では、長年行ってきたWAQU2事業を令和5年度から休止し、また、

同様に「BYスタンプラリー」事業も過渡期にあることから、公益財団法人である機構として「琵琶湖・淀川流域の水質保全に資する」新たな事業等の創設などの必要性は高い。機構の取り組む事業は、調査研究、広報啓発、活動支援のいずれかに特化する考え方もあるかもしれないが、それぞれの分野で実施可能な事業に取り組んで行くのが望ましいと考えられる。その中で新たな事業等の候補として、以下のように調査研究事業では新たな研究テーマとして、「河川環境の変遷」の更新、広報啓発事業では定期的な「水質保全に関するシンポジウム開催」、活動支援事業では「(仮称)大人水質保全活動助成」が想定され、又はその他の新たな事業について、次期執行体制の中で、事業の比較検討や収支状況の見通し等を踏まえて、実現可能な事業から早い時期に実施できるよう段階を上げていくことが必要である。なお、事業の新規実施や廃止等に際しては、適切な時期に公益認定変更等を行うものとする。

(1)調査研究事業

琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが、効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。

生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究としては、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷源を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態やその負荷量の検討、流域内のいくつかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生など、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。

これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査検討を進めて行く。

また、新たな研究テーマの一つとして、平成26年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20年前、10年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。新たな研究テーマとして、策定時から10年以上が経過しているため、可能であれば各年度に公益充実資金として積み立てなども行いながら、その後の状況変化について新たな知見も加え適切な時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが考えられる。

調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本の活動であり、最重要の公益目的事業であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。

(2) 広報啓発事業

① 「BYQ水環境レポート」

流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体等情報の公開時期により、発行時期について検討していく。

② 「BYスタンプラリー」

幅広い世代の市民が、NPO・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、機構と活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。

一つ目の仕組み「水環境保全活動団体編」は、平成16年頃からスタートし、NPO団体等の活動をかかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押していただき、一定数のスタンプを機構に送っていただき景品を贈る。

二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押していただき、その後は同様に実施している。

一つ目の仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後、令和8～9年度頃までの2～3年間程度、かわら版利用度やBYスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みによる事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。

二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。

③ 「水情報冊子（琵琶湖・淀川の里の川をめぐる散策ブック～全25編）」

平成21年度～27年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、令和6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら対応を検討していく。

④ 水質保全に関するシンポジウムの開催等

イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。

また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」妥当なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃を目標に必要性等を検討しながら、その後3～4年に1回程度の開催を行うことが考えられる。

ただし、今後この水質保全シンポジウム事業の代わりに、新たな事業を行うことも考えられる。

⑤ 「WAQU2調査隊」

令和5年度から休止しているが、廃止に向けて適切な時期に公益認定変更等を行っていくものとする。

⑥ ホームページのリニューアル

令和8年度を目途にアクセシビリティやセキュリティの向上を目指して、機構ホームページの大幅なリニューアルを進める。

(3)活動支援事業

① 「水質保全研究助成」

大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。

また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一部を公益充実資金として積み立てを行う。

② 「こども水質保全活動助成」

学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。

なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。

③ 「(仮称)大人水質保全活動助成」

大学生以上の大人が活動する場合を対象に、流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査活動、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動など、今後事業の必要性も踏まえて検討を具体的に進め、新たな活動助成事業として実施することが考えられる。ただし、「(仮称)大人水質保全活動助成」と異なる新たな事業を行うことも考えられる。

また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNPO等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。

<事業別における優先順位の考え方(案)>

当機構の意義、流域の現状や課題、当機構に期待されること、現時点での令和7～17年度の収支想定案等の状況を総合的に勘案し、当面、今後も継続すべき優先順位の高い事業は以下の3つの事業とする。

- (1) 調査研究事業：全般
- (2) 広報・啓発事業：BYQ水環境レポート
- (3) 活動支援事業：水質保全研究助成事業、こども水質保全活動助成事業

なお、予算については以下の考え方とするが、年度毎の収支状況等を踏まえて見直しは可能とする。

(1) 調査研究事業

- ・年度毎の事業計画を勘案し、調査研究に遅れが生じないようにするため、令和7年度執行額程度を基本に必要額を確保していく。
- ・現時点で河川環境変遷の更新費用の確保は難しいが、今後の公益充実資金の積み立て状況等により、実施時期を検討する可能性は考えられる。

(2) 広報・啓発事業

- ・BYQ水環境レポート、BYスタンプラリーは、年度毎の必要額を確保。
- ・機構ホームページ更新費用は、令和7年度未執行額を先送りして対応。
- ・水質保全に関するシンポジウム開催は3～4年に1回、90万円程度（必要に応じて印刷製本費を確保）。

(3) 活動支援事業

- ・水質保全研究助成は、令和7年度総額360万円⇒総額320万円（又は毎年度予算等により所要額）を確保し、必要に応じて公益充実資金として確保。
- ・こども水質保全活動助成は、令和7年度総額70万円（7件）⇒総額70万円（7件）（又は毎年度予算等により所要額）を確保。
- ・（仮称）大人水質保全活動助成（新規）は、令和9年度以降の事業化を検討し、令和13年度までの5年間の予定で各年度30～40万円（3～4件）程度を確保。

【組織体制】

令和7年度の組織体制は別紙3の組織図のとおりで、事務局4名、琵琶湖・淀川水質浄化研究所4名であるが、非常勤である研究所長と副所長及び兼務者を除けば、常勤職員は5名の必要最小限の体制となっている。

当機構の収支の現状を鑑みれば、体制の大幅な増強は難しい。しかし、今回の計画期間での実現は難しいが、近い将来に研究所等の体制の強化を目標に、現在の常勤職員（研究員）1名に対して、2名体制の確保が望ましい。

例えば、任期付き職員の場合でも2名にすることで、研究所業務の執行と事務局業務の一部に対応するなどにより組織としての業務執行の能力の向上が図れる。

そのため、人件費の抑制や働き方の方向として常務理事勤務日数を週4日の体制を継続し、職員確保目的の公益充実資金の積み立て、また外部資金として助成金を獲得した場合など、必要性を検討しながら調査研究事業等を行う職員（任期付き等）を別途採用することなどが望ましい。

なお、今回の事業計画では、現常勤職員5名＋非常勤2名を基本とした、現体制で執行可能な事業を実施していく。

◆常勤職員一覧表

(人)

年度		実績			計画（あり方）	
		R5	R6	R7	R8～R10	
常勤職員数		5	5	5	5(※2)	
内 訳	事 務 局	事務局長	1	1	1	1
		府県派遣	1	1	1	1
		契約社員	2(※1)	2(※1)	2(※1)	2(※1)
	琵琶湖・淀川水質浄化研究所	1	1	1	1(※2)	

(※1：うち1名当たり勤務時間を2時間短縮)

(※2：次々計画期間以降に+1（任期付きも含む）とする。)

<組織体制等における優先的対応（案）>

- ・「常務理事の勤務日数（週4日勤務）」の継続
- ・将来的な研究員雇用（任期付含む）の検討（中期的収支均衡を考慮した公益充実資金の活用）

【運営のあり方】

今後の事業計画・運営計画については、公益認定基準（「改正公益法人法」では使途不特定財産、中期的収支均衡、外部理事の配置）を充たしつつ、適正な経営に努める。向こう10年間の財務状況の試算（想定案）について、**別紙2**に令和6年度決算を踏まえた今後10年間の財務状況の試算に示し、事業計画・運営計画は3年を目途に見直すものとする。

(1)収入

基本財産運用益、寄付金、賛助会員会費を収入の基本とする。

また、現在の公益認定状況では、収益事業や受託事業が可能ではないため実施は困難であるが、調査研究における他機関の助成制度等の活用は考えられる。

① 基本財産運用収入の増加策

基本財産収入の増加や安定化は、機構の事業活動等の可能性を広げることにもつながるものである。引き続き現保有債券の運用を着実にを行い、金利状況の変化を見ながら、債券の額面を変えない範囲で、債券のロールダウン効果による適時の買い替えや、保有債券のポートフォリオ（バランス）を勘案しながら、機会に応じて一部の債券についてはより長期（30～50年）で利率の良い債券との買い替えなどの対応を検討・実施していくことが考えられる。

また、令和10年度以降の円貨建て仕組債の早期償還の可能性に備えて、準備検討を行う。

◆保有基本財産債券の簡易分類（令和7年5月現在）

債券の年限	種類	額面（円）	利率（％）
20年債（3種類）	公共債	3億4400万円	1.800, 1.840, 1.890
30年債（4種類）	公共債・国債	10億6000万円	0.651, 1.400、 1.527, 2.300
30年債（2種類）	仕組債（早期償還条項付）	10億円	2.500, 2.600
40年債（2種類）	国債	6億円	1.000, 1.300

② 外部資金の獲得

調査研究事業に必要な資金の補助として、例えば河川基金（河川財団）の研究助成を始め、国内研究助成を実施している財団や基金等の研究助成を受けることが考えられる。これらの助成を受けるためには、明確な研究テーマと目的・手法等が十分検討されなければならない。

また、特定の取り組み（プロジェクト）を実施する場合は、クラウドファンディング（CF）の活用を検討する。

③ その他

継続的に寄付をいただいている企業や賛助会員への感謝を忘れず、機構の継続的な活動に対する理解をいただけるよう活動を継続していく。

(2) 支出

- ① 今後3年間(令和8～10年度)の経常費用は別紙2の金額を目安とするが、外部資金として助成金(研究助成)やCFによる寄付を獲得した場合は、調査研究費事業費等を増額することがある。

また、寄付金収入のあった場合は、その時点以降に活動支援事業や調査研究事業、広報啓発事業の公益目的事業費を増額することがある。

- ② 各年度の収入一支出の残額については公益事業に支出するほか、将来の水質保全研究助成事業、研究員雇用準備費用などに対し公益充実資金の活用も検討し、将来の支出の備えていくものとする。

(3) 基本財産等資産

- ① 資産の運用は、「資金管理・運用規定」に基づき適正に運用・管理する。
- ② 基本財産30億円は確保するものとする。
- ③ 特定資産7000万円については、当面取り崩しの必要性は低いため現金預金1000万円と群馬県債額面6000万円(利率1.687%満期令和14年6月)で運用を図っているが、収支の状況・見通しならびに金利状況等により運用を検討することも考えられる。
- ④ 令和5年度、令和6年度分も含めて基本財産等の運用により収入が増加し、公益認定基準(改正公益法人法第14条の公益目的事業の収入及び費用、第16条の使途不特定財産額の保有の制限)に抵触することが見込まれる場合等、将来の財政基盤の確保のため公益充実資金の積み立てを行う。

(4) 会計基準の適用

今回の改正公益法人法の施行に伴い、新たな会計基準が適用されることになったが、新基準の適用については、猶予期間を含めて令和10年度からの適用とされているため、令和9年度決算から適用することを準備・検討していく。

事業計画（案）

別紙 1

	事業項目等 注1)	工程イメージ 注2、注3)				
		R8	R9	R10	R11	R12以降
調査研究	<p>○琵琶湖・淀川流域における研究機関として、引き続き関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質課題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に調査研究を進めることとする。</p> <p>○生活環境保全に関する調査研究では、「流入負荷削減対策」、「有機物に関する水質問題」、「閉鎖性水域の富栄養化現象、底質改善対策」、「異臭味問題に対する対策等」、また、健康リスク問題に関する調査研究では、「水系病原性微生物問題」、「微量有害化学物質問題」、さらに気候変動に伴う環境変化に関わる調査研究では、「気候変動による水質への影響等の検討」、「水質モニタリングをはじめとする水質の監視・管理のための連携や要因検討」を対象に、それぞれの課題に見合ったアプローチを検討しながら、解決に向けた調査検討を進めていく。特に複数の点源・面源負荷源を有する琵琶湖・淀川流域の上流から下流に流下する多様な物質等の動態の検討、流域内のいくつかの水源でみられる異臭味原因藻類の冬季を含む突発的な発生など、検討すべき様々な課題が存在し、今後も新たな課題が発生することも想定される。これらの様々な課題を念頭に置きつつ、当機構の調査・研究に対する指導助言を得るため設置している学術委員会での議論も聴きながら、機構のなかで実施可能な方法を検討しながら、調査研究を進めて行く。</p> <p>これらには、様々な大学や研究機関との共同研究や水質保全研究助成により対応するものも含むものとし、流域の関係各機関と幅広い情報・課題を共有し検討するための場「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」などにおいて、連携強化を促進しながら調査研究を実施していく。</p> <p>○また、新たな研究テーマとして、平成26年度に作成した冊子「河川環境変遷」は、琵琶湖・淀川流域の温暖化を踏まえて流域の気温、人口等、各水質項目の変遷等を幅広く比較し、20年前、10年前、現在及びその差分をとりまとめ流域の水質状況等の変遷を地図上に俯瞰して色分けなどによりわかりやすくとりまとめたものである。策定時から10年以上が経過しており、その後の状況変化について新たな知見も加え、またコストも含めた検討を行い、適切な時期に具体的な調査・検討など、実施していくことが考えられる。</p> <p>○調査研究事業は、当機構の公益目的事業の中でも根本かつ最重要の活動であり、今後とも注力し継続して取り組んで行く。</p>	【生活環境保全に係る調査研究】 ・流域の異臭味の対策等に関する調査研究 ・物質動態の検討				
		【健康リスク問題】 ・有害物質にかかる情報整理				
		【環境変化に関わる調査研究】 ・「河川環境変遷」（平成26年度）の更新検討				
		琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会				
		学会等での成果発表				
		イベント出展				
広報啓発	<p>①「BYQ 水環境レポート」：流域全体を俯瞰し、関係機関や流域住民に水環境関連情報を幅広く、一元的に提供し、流域の水質保全に寄与するツールであることから、今後も継続して取り組む。近年は、更新や公表されない情報等もあり、作成にあたっては掲載している情報の削除や新たな情報の掲載も含めて内容の工夫・検討を行いながら進めていく。また、自治体情報の公開時期により、発行時期について検討していく。</p> <p>②「BYスタンプラリー」：幅広い世代の市民が、NPO・市民団体等と水環境に親しんでもらえるよう支援し、また、機構と活動団体等とゆるやかな関係性を保てる事業で、2つの仕組みで運用している。</p> <p>一つ目の仕組み「水環境保全活動団体編」は、平成16年頃から開始し、NPO団体等の活動をかかわら版等で周知し、活動に参加された市民にスタンプを押しいただき一定数のスタンプを機構に送っていただき景品を贈る。二つ目の仕組み「水環境関連施設編」は、平成23年頃から運用している国と事業連携し、市民が水環境関連施設を見学されたときにスタンプを押しいただき、その後は同様で実施している。</p> <p>一つ目の仕組みでは、コロナ時期前後から団体活動等の低下が見られ、広域で人を集めることの課題もあると聴いている。また、かわら版発行回数を3回とした後令和8～9年度までの2～3年間程度、かわら版利用度やBYスタンプラリー参加者の状況が、改善等が見られない場合は、この仕組みにより事業の休止等の検討も含めた抜本的な見直しを実施することが望ましい。</p> <p>二つ目の仕組みでは、国と相談しながら現在21の流域の水環境関連施設の追加等を含めた見直しを実施していく。</p> <p>③「水情報冊子」：平成21年度～27年度まで、水環境学会関西支部川部会、近畿建設協会と共同で制作し、ホームページ公開やイベント出展等の際に配布し好評を得ているが、令和6年度に川部会は解散され、今後の更新等は難しい状況となっているため、冊子の情報の意義を見極めながら対応を検討していく。</p> <p>④水質保全に関するシンポジウムの開催等：イベント出展、出前講座については、機会に応じて対応していく。</p> <p>また、水質保全に関するシンポジウム開催は、平成27年11月に開催した「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」以降開催していないが、例えば「流域の温暖化と水質の変遷など」適切なテーマを検討しながら、機構事業として令和10年度頃を目標に必要性等を検討しながら、その後3～4年に1回程度の開催を行うこと考えられる。ただし、今後このシンポジウム事業の替わりに、新たな事業を行うことも考えられる。</p> <p>⑤WAQU2調査隊は令和5年度から休止しているが、令和5年度から休止しているが、廃止に向けて適切な時期に公益認定変更等を行っていくものとする。</p> <p>⑥ホームページのリニューアル：令和8年度を目途にアクセシビリティやセキュリティの向上を目指して進める。</p>	BYQ水環境レポート発行				
		BYスタンプラリーによる啓発				
		水情報冊子（散策ブック）配布				
		※水質保全に関するシンポジウム開催				
		※WAQU2調査隊（廃止時期検討等）				
		ホームページリニューアル				
		活動支援	<p>①「水質保全研究助成」：大学や研究機関と連携して効率的に研究成果を上げていくことができるとともに、成果報告会やホームページを通して琵琶湖・淀川流域の知見を当機構が集約し発信する役割を担っていることから、今後も内容の充実を図って事業を実施し、助成研究成果の発信・提供を行っていく。</p> <p>また、応募状況や予算等の状況により助成総額等を検討する。機構の今後の財務状況の変化に備えて、安定的に助成事業を行うため費用の一部を毎年度の公益充実資金も活用も検討する。</p> <p>②「子ども水質保全活動助成」：学校や地域の市民団体等に対して行うもので、教育ツールとしても分かりやすく、「子どもたちが水質保全活動の担い手として活躍することを目指す」事業について、関係者各位から評価を得ていることから今後も事業を継続し、ホームページや報告会を通して活動成果を広く一般に提供していく。なお、応募状況を踏まえ、助成金総額や採択要件見直し等を行っていく。</p> <p>③「（仮称）大人水質保全活動助成」：大学生以上の大人が活動する対象に流域の河川や湖沼での「水質保全に資する活動」、例えば、簡易な水質調査、外来植物等の除去活動、ごみ拾い活動など、今後事業の必要性も踏まえて検討を具体的に進め、新たな活動助成事業として実施することが考えられる。</p> <p>また、これら水質保全活動助成事業を行う中で、「流域の水質保全に資する観点」で機構とNPO等の活動団体や市民との新たな関係性の構築や機構の役割が見えてくることを期待する。</p>	【水質保全研究助成募集分野】 毎年度、当機構の調査研究課題に基づき、研究所の調査研究内容や喫緊の研究課題を勘案のうえ、学術委員会の議を経て決定。		
【子ども水質保全活動助成募集分野】 ・琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動 ・上流・下流のつながりなど広域的な視点 ・今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫						
【（仮称）大人水質保全活動助成】 大学生以上の大人の河川・湖沼での水質保全活動に助成						
「水質保全研究助成」、「子供水質保全活動助成」成果報告会						

注1) 内閣府認定の事業項目 ※はどちらかを選択する。

注2) 表中の点線矢印(-----▶) は、事業規模・内容の縮小含む見直し等、表中の点線矢印(----▶) は、構想・準備期間

財務状況に係る試算（想定案）

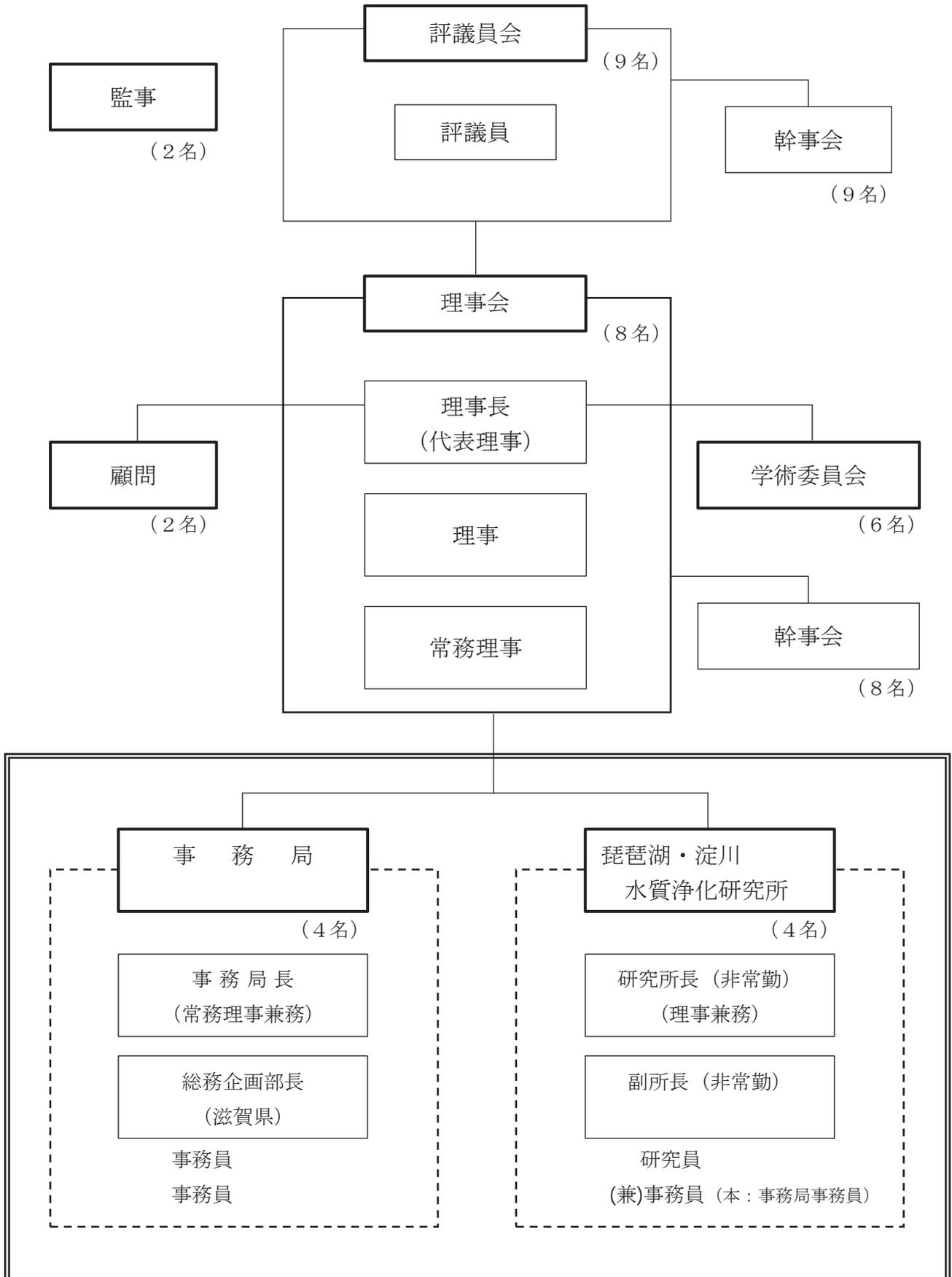
科 目			R4 決算	R5 決算	R6 決算	R7 補正予算	R8 予算	R9 試算	R10 試算	R11 試算	R12 試算	R13 試算	R14 試算	R15 試算	R16 試算	R17 試算		
資産の部	流動資産	現金・預金等	1,836	2,751	3,678	4,238	4,254	4,271	4,626	4,783	4,625	4,776	4,832	4,638	4,472	4,456		
		未収金	110,938	1,546	39,972	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	
		前払費用	58	58	63	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59	
	流動資産合計		112,832	4,356	43,713	4,909	4,925	4,942	5,297	5,454	5,296	5,447	5,503	5,309	5,143	5,127		
	固定資産	基本財産合計 (R6まで決算額、R7以降準備)		284,356	265,059	239,681	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948	277,948
		特定資産	公益充実資金等	0	0	0	760	480	480	360	240	120	0	0	0	0	0	0
			〃 (R7以降分)				0	0	0	0	300	800	800	800	700	600	500	
			事業積立資産	7,400	7,000	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136	7,136
			特定資産普通預金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定資産合計		7,400	7,000	7,136	7,896	7,616	7,616	7,496	7,676	8,056	7,936	7,936	7,836	7,736	7,636	
		その他 固定資産	建物附属設備	17	546	505	464	428	392	356	320	284	248	212	176	140	104	
			什器備品	77	89	49	11	91	87	44	10	83	82	40	10	83	82	
			サーバ等	89	54	32	19	0	160	96	58	35	21	1	160	96	58	
			電話加入権	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			ソフトウェア	42	31	20	8	330	282	206	130	55	3	26	41	29	17	
敷金			238	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	287	
小計	466		1,009	894	792	1,138	1,210	991	807	745	642	568	676	638	550			
長期前払費用	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他固定資産合計		466	608	894	792	1,138	1,210	991	807	745	642	568	676	638	550			
固定資産合計		292,222	272,667	247,711	286,636	286,702	286,774	286,436	286,432	286,750	286,527	286,452	286,461	286,322	286,134			
A	控除対象財産																	
B	資産	資産合計	405,054	277,023	291,425	291,545	291,628	291,716	291,733	291,885	292,046	291,974	291,955	291,770	291,465	291,261		
負債の部	流動負債	未払金	110,341	122	43,674	80	80	120	80	80	80	120	80	80	80	80		
		預り金	27	29	31	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30		
	流動負債合計		110,368	150	43,706	110	110	150	110	110	110	150	110	110	110	110		
	固定負債（退職給付引当金）		15	32	50	50	69	94	115	137	159	194	313	364	416	476		
C	負債	負債合計	110,384	182	43,756	160	179	244	225	247	269	344	423	474	526	586		

D	経常収益	小計		3,692	5,092	4,978	4,972	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	4,894	4,925	4,679	4,711	4,711	
		基本財産運用益		3,459	4,467	4,589	4,847	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,893	4,770	4,856	4,624	4,656	4,656
		事業積立資産運用益		1	1	10	104	104	104	104	104	104	104	104	49	35	35	35
		寄付金		211	604	348	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		賛助会費		20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
		雑入		0	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		移転補償費		0	896	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益	有価証券売却益		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計		3,692	5,987	4,978	4,972	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	5,017	4,894	4,925	4,679	4,711	4,711	
E	経常費用	事業費	小計	2,702	3,037	3,157	3,317	3,694	3,763	3,789	3,689	3,690	3,807	3,875	3,736	3,860	3,796	
			調査研究事業費	1,335	1,570	1,686	1,725	2,067	2,050	2,178	2,087	2,094	2,210	2,211	2,169	2,284	2,218	
			広報啓発事業費	888	947	862	919	946	1,022	1,026	1,018	1,012	1,013	1,001	1,006	1,012	1,014	
		活動支援事業費	479	520	609	673	681	692	585	585	585	584	663	561	564	563		
管理費		1,035	1,107	975	1,125	1,260	1,191	1,233	1,198	1,189	1,195	1,188	1,179	1,209	1,179			
F	計	3,737	4,144	4,133	4,442	4,954	4,954	5,022	4,887	4,879	5,002	5,063	4,916	5,068	4,975			
経常収支		▲ 46	1,843	846	530	63	63	▲ 5	130	138	▲ 108	▲ 138	▲ 237	▲ 357	▲ 264			
G	公益充実資金取崩額 (R6まで収支相償抵触分：HP更新の公益分)		0	0	0	▲ 280	280	0	120	120	120	120	0	0	0	0		
	公益充実資金取崩額 (R6まで収支相償抵触分：助成金積立)		0	0	0	▲ 480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	公益充実資金取崩額 (R7以降分) (助成積立+雇用積立)		0	0	0	0	0	0	▲ 300	▲ 500	0	0	100	100	100			
	事業積立資産 (特定資産) 取崩		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

収支相償 (～R6)	前年度繰越額	中期の収支均衝 (R7～)	公益事業収支	169	51	354	200	▲ 145	▲ 214	▲ 240	▲ 140	▲ 141	▲ 344	▲ 406	▲ 444	▲ 546	▲ 482
	年度収入		2,654	3,752	3,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	年度費用		2,702	3,037	3,157	▲ 760	280	0	120	▲ 180	▲ 380	120	0	100	100	100	
	資産取得額		70	411	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当該年度収支判定額		51	354	800	200	135	▲ 214	▲ 120	▲ 320	▲ 521	▲ 224	▲ 406	▲ 344	▲ 446	▲ 382	

2,505
0
0
▲ 500

公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構
令和7年度 組織図



令和 8 年度 事業計画書の承認の件

令和 8 年度事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

令和 8 年度は、公益財団法人として引き続き法令、定款等の順守、透明性の確保（情報開示）を念頭に、自己責任に基づく健全で安定的な経営の維持を目指すことにより、広く公益の実現に貢献し、社会からの期待に相応しい事業運営を、令和 8～10 年度の事業計画・運営計画に基づいて行う。

事業活動については、引き続き「遊んだり、泳いだりするのに適した河川や湖にする」という目標を掲げ、琵琶湖・淀川流域の水質・水環境保全分野における諸課題の解決に向けた調査研究、広報啓発、活動支援事業を実施していく。

1. 水質保全調査研究事業（自主） 予算額：20,698 千円（R7 年度：22,623 千円）

◆ 生活環境保全対策・環境変化への対応・健康リスク問題に関わる調査研究

水質浄化研究所は、流域研究機関であり、関係機関からニーズのある課題、広域的な課題または単独の府県市で解決しづらい水質問題や共同連携による取り組みが効率的な水質課題等を中心に進めることとしている。

琵琶湖・淀川流域における公共用水域への流入汚濁負荷の削減等の生活環境の保全や健康リスク関連物質等の問題、気候変動による水環境への影響問題等に対して、調査研究を進め、今後の統合的な水系全体の水環境保全や流域管理の改善を目指している。

令和 8 年度は、琵琶湖・淀川流域における異臭味問題の対策等に関する調査検討、PFAS 等の微量有害化学物質も含めた流域内の物質動態に関わる情報収集・整理・解析などに取り組んで行く。

これらの研究は、流域が一体となって取り組むことが効果的かつ効率的であり、関係研究機関や大学との研究等、更には関連する自治体からの協力も得ながら、各々の課題に見合ったアプローチにより連携を図りつつ、調査研究を推進していく。その取り組みの一環として、令和 6 年度に流域内の研究機関と共に開始した「琵琶湖・淀川流域における水質保全に関する検討会」において、引き続き流域に共通する水質保全上の問題の検討を進めていく。

◆ 研究成果の提供・共有及び情報収集

水質浄化研究所における調査研究の成果の提供と共有を図るとともに、関係研究機関や大学、関連する自治体等の協力を得ながら、情報の収集に努める。

2. 水質保全啓発事業 予算額：9,426千円 (R7年度：11,045千円)

琵琶湖・淀川流域の水質保全を流域住民や行政と共に一体となって推進するための広報・啓発事業として、「流域の水質保全、水環境保全のための情報収集・発信」、「流域住民の水質保全活動の普及啓発・連携支援」を行う。主な実施項目は下記のとおりである。

◆ 流域の水質保全、水環境保全のための情報収集・発信

流域住民、市民団体、行政、研究・教育機関など幅広い層による流域水質保全、水環境保全の取組みに資することを目的に、流域水環境情報の共有化や利活用を推進する学術的情報ツールとして、あるいは、琵琶湖・淀川を身近に感じ、地域の水環境を流域全体として理解してもらうために川に関わる情報をわかりやすく紹介した冊子の配布等、水質保全、水環境保全のための情報収集・発信に取り組む。

また、情報発信の基本的なツールである機構のホームページについて、掲載内容へのアクセシビリティ等の向上や、公益法人関連法の情報公開の趣旨に沿うよう、デザインや操作性も含めた刷新を進めていく。

「BYQ水環境レポート」

琵琶湖・淀川流域における水質保全関係者（行政機関、研究機関、教育機関、企業、流域住民等）の事業・活動の一助になるよう、流域の水質の状況や変遷など、水質に関連したデータや情報を内容の工夫に務めながら一元的に取りまとめる「BYQ水環境レポート」を年1回発刊し、水質保全関係者等に配布するとともに、機構のWeb上でも公開する。

「水情報冊子－散策ブック」

琵琶湖・淀川流域内の河川に関する幅広い情報を幅広く紹介、広報していくため、機会を通じて冊子の配布に努め、流域住民の水環境への関心を高める一助とする。また、配布の効果等について検証していく。

◆ 流域住民の水質保全活動の啓発・連携支援

流域一体となった水質保全活動を推進するため、流域住民自ら身近な水辺に親しむとともに、水環境への関心を高め望ましいあり方を考えてもらえるよう、水環境改善に関わる人たちの情報交換や連携の推進に取り組んでいく。

また、「水質保全に関するシンポジウム」の開催などの実施に向けた検討を行う。なお、WAQU2調査隊については、令和5年度から休止している。

「BYスタンプラリーによる啓発」

市民団体が主催する水質保全活動への参加（水環境保全活動団体編）や水環境関連施設の見学（水環境関連施設編）を通して、流域住民が水環境への関心を高めていくことを目的に事業を行う。市民団体が主催するイベントや水環境関連施設の紹介マップを掲載した「かわら版」を作成し（年3回）、市民団体や水環境関連施設等に配布するとともに、Web上に公開する。参加者には参加ルールに従って記念品を提供するなど流域住民の水環境保全活動への参加を促していく。また、水環境保全活動団体編では、令和7年度からかわら版発行回数を3回とした効果などについて検証し、当事業の見直しも含めた検討を行うとともに、水環境関連施設編では国と相談しながら対象施設の見直し等を進めていく。

3. 水質保全活動支援事業 予算額：6,810千円（R7年度：6,943千円）

◆ 水質保全研究助成

琵琶湖・淀川流域が抱える水質・水環境課題の究明、その解決策や管理手法の開発等、持続可能な流域水環境保全に資することを目的に、機構が設定する研究分野・テーマに沿った研究に対して助成を行う。（1件限度額90万円）

助成研究の成果報告会（令和9年3月予定）を開催する。

【募集研究分野】

(1) 湖沼・ダム湖等閉鎖性水域の新たな水質課題・視点に関する調査研究

閉鎖性水域（湖沼やダム湖等）の水質課題の解決策に資する研究を対象。

例えば、プランクトン・底生藻類等の異常繁殖の発生や異臭味問題など近年の富栄養化に関する新たな水域現象・課題・制御技術・研究の切り口・研究方策、水域生態系での物質循環、エネルギー・物質・資源循環の健全化への対応策、適正な栄養レベルの提案など行政施策等に資する調査研究を対象

(2) 気候変動に伴う水質変化など流域水環境管理のための調査研究

気候変動が及ぼす水温・水質（プランクトンを含む）影響に関係する水質汚濁・汚染負荷などに関する予測解析・評価、削減・制御技術や行政施策等に資する調査研究を対象

(3) 安全で安心な水のための健康リスクに関する調査研究

水系病原性微生物、微量有害化学物質等の水環境中での挙動把握、分布状況、人や水生生物への影響評価、削減・制御技術や行政施策等に資する研究を対象

※上記の募集分野において、独自研究成果、調査研究成果等の体系化、課題と方向性、法律・制度構築等の社会科学研究も助成範囲に含めます。若手研究者の自由な発想に基づく研究を期待しています。機構の Web ページに掲載しているデータベースの利用も可。

◆ こども水質保全活動助成

琵琶湖・淀川流域で生活する小学生から高校生の子供達の水質保全活動に対して助成を行い、次世代の水質保全活動の担い手の育成を進めていく。

(1件10万円)

前年度助成事業の成果報告会(夏休み期間中に予定)を開催する。

【助成対象活動】

「水環境について知り、理解する活動」、「水質の保全・改善に関する活動」で、次の視点や内容を満たす活動

- (1) 琵琶湖・淀川流域をフィールドとした体験的な学習活動が含まれること
- (2) 上流・下流のつながりなど広域的な視点があること
- (3) 今後の水質保全活動の参考となるような創意工夫があること

以上のほか、流域の水環境保全に資する新たな水質保全活動事業((仮称)大人水質保全活動助成事業など)について、実施に向けた検討を進めて行く。

令和8年度収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件

収 支 予 算 書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 公1	法人会計	内部取引控除	R8年度 予 算	R7年度 補正後予算	増 減 R8-R7
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	34,252,000	14,676,000		48,928,000	48,468,000	460,000
基本財産受取利息	(34,252,000)	(14,676,000)		(48,928,000)	(48,468,000)	(460,000)
特定資産運用益	1,039,000	0		1,039,000	1,038,000	1,000
特定資産受取利息	(1,039,000)	(0)		(1,039,000)	(1,038,000)	(1,000)
受取会費	200,000	0		200,000	200,000	0
賛助会員受取会費	(200,000)	(0)		(200,000)	(200,000)	(0)
寄付金収入	0	0		0	0	0
受取寄付金収入	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0		0	18,000	△ 18,000
受取利息	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)
雑収益	(0)	(0)		(0)	(18,000)	(△ 18,000)
経常収益計	35,491,000	14,676,000		50,167,000	49,724,000	443,000
(2) 経常費用						
事業費						
役員報酬	3,510,000			3,510,000	3,144,000	366,000
給料手当	11,745,000			11,745,000	11,769,000	△ 24,000
法定福利費	3,026,000			3,026,000	2,790,000	236,000
福利厚生費	30,000			30,000	30,000	0
会議費	48,000			48,000	25,000	23,000
旅費交通費	526,000			526,000	419,000	107,000
通信運搬費	487,000			487,000	437,000	50,000
消耗品費	354,000			354,000	378,000	△ 24,000
印刷製本費	602,000			602,000	452,000	150,000
光熱水料費	372,000			372,000	372,000	0
賃借料	3,688,000			3,688,000	3,668,000	20,000
諸謝金	1,147,000			1,147,000	903,000	244,000
租税公課	1,000			1,000	1,000	0
支払負担金	1,973,000			1,973,000	1,920,000	53,000
支払助成金	4,300,000			4,300,000	4,330,000	△ 30,000
委託費	4,285,000			4,285,000	1,535,000	2,750,000
新聞図書費	102,000			102,000	102,000	0
支払手数料	13,000			13,000	13,000	0
減価償却費	517,000			517,000	691,000	△ 174,000
退職給付費用	208,000			208,000	197,000	11,000
管理費						
役員報酬		2,340,000		2,340,000	2,096,000	244,000
給料手当		2,755,000		2,755,000	2,861,000	△ 106,000
法定福利費		1,444,000		1,444,000	1,400,000	44,000
福利厚生費		12,000		12,000	12,000	0
会議費		34,000		34,000	34,000	0
旅費交通費		103,000		103,000	100,000	3,000
通信運搬費		190,000		190,000	187,000	3,000
消耗品費		337,000		337,000	262,000	75,000
印刷製本費		0		0	60,000	△ 60,000
光熱水料費		159,000		159,000	159,000	0
賃借料		1,752,000		1,752,000	1,596,000	156,000
保険料		60,000		60,000	60,000	0
諸謝金		963,000		963,000	991,000	△ 28,000
租税公課		65,000		65,000	95,000	△ 30,000
支払負担金		80,000		80,000	43,000	37,000
委託費		1,820,000		1,820,000	624,000	1,196,000
新聞図書費		40,000		40,000	40,000	0
支払手数料		158,000		158,000	158,000	0
減価償却費		282,000		282,000	473,000	△ 191,000
経常費用計	36,934,000	12,594,000		49,528,000	44,427,000	5,101,000

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引控除	R8年度 予 算	R7年度 補正後予算	増 減 R8-R7
	公1					
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,443,000	2,082,000		639,000	5,297,000	△ 4,658,000
基本財産評価損益等	60 0	0		0	0	0
特定資産評価損益等	0	0		0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0		0	0	0
評価損益等計	0	0		0	0	0
当期経常増減額	△ 1,443,000	2,082,000		639,000	5,297,000	△ 4,658,000
2. 経常外増減の部	65					
(1) 経常外収益						
有価証券売却益	0	0		0	0	0
雑収益	0	0		0	0	0
経常外収益計	0	0		0	0	0
(2) 経常外費用	70					
固定資産除却損	0	0		0	0	0
経常外費用計	0	0		0	0	0
当期経常外増減額	0	0		0	0	0
他会計振替額	0	0		0	0	0
当期一般正味財産増減額	75 △ 1,443,000	2,082,000		639,000	5,297,000	△ 4,658,000
一般正味財産期首残高				135,236,981	129,939,981	5,297,000
一般正味財産期末残高				135,875,981	135,236,981	639,000
II 指定正味財産増減の部						
基本財産運用益	34,653,860	14,848,226		49,446,646	48,986,646	460,000
一般正味財産への振替額	80 34,252,000	14,676,000		48,928,000	48,468,000	460,000
当期指定正味財産増減額	349,037	169,609		518,646	518,646	0
指定正味財産期首残高				2,347,275,686	2,346,757,040	518,646
指定正味財産期末残高				2,347,794,332	2,347,275,686	518,646
III 正味財産期末残高				2,483,670,313	2,482,512,667	1,157,646

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

- (1) 資金調達の見込みについて 当期中に資金調達の予定はありません。
- (2) 設備投資の見込みについて 当期中に重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

[資料6]

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 会計規程及び資金管理・運用規程の変更について

1 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構会計規程の一部を次のとおり変更する。

ア 変更理由

第35条については、令和6年5月22日に公布された改正「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が令和7年4月1日から施行されるため、改正後の法律に適用した内容に変更する。

イ 変更内容

変更後	変更前
<p>(固定資産の範囲)</p> <p>第35条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、公益目的保有財産、公益目的事業に必要な業務又は活動の用に供する資産及びその他の固定資産に区別するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定資産</p> <p>イ <u>公益充実資金</u>（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）」（以下、「認定法施行規則」という。）第23条に規定する公益充実資金をいう。）</p> <p>ロ <u>特定費用準備資金</u>（認定法施行規則第31条に規定する特定費用準備資金をいう。）</p> <p>ハ <u>事業積立資産</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この規程は、令和7年度第3回評議員会において、令和8～10年度の事業計画・運営計画の承認の決議を得た日から施行する。</p>	<p>(固定資産の範囲)</p> <p>第35条 この規程において、固定資産とは次の各号をいい、公益目的保有財産、公益目的事業に必要な業務又は活動の用に供する資産及びその他の固定資産に区別するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定資産</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>イ <u>事業積立資産</u></p> <p>ロ <u>特別調査研究事業積立資産</u>（特定費用準備資金）</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>【新設】</u></p>

2 公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構資金管理・運用規程の一部を次のとおり変更する。

ア 変更理由

令和6年5月22日に公布された改正「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が令和7年4月1日から施行されたため、機構の資金管理について改正後の法律に適用した内容に変更するとともに、字句の整理を行う。

イ 変更内容

変更後	変更前
<p>(資金運用の対象)</p> <p>第4条 基本財産の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の資金の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>第1項第1号から第4号までに規定する運用対象</u></p> <p>(以下、略)</p> <p><u>(公益充実資金)</u></p> <p>第6条 <u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号。以下「認定法施行規則」という。）第23条に規定する公益充実資金を保有しようとするときは、公益充実活動等ごとに、内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠等について、理事会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>公益充実資金は、他の資金と明確に区分して管理し、その資金の目的である支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立限度額の変更についても同様とする。</u></p> <p>(特定費用準備資金)</p> <p>第7条 <u>認定法施行規則第31条に規定する特定費用準備資金を保有しようとするときは、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動等の実施予定時期、積立限度額、その算定根拠等について、理事会の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(資金運用の対象)</p> <p>第4条 基本財産の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の資金の資金運用対象は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) <u>前項第1号から第4号までに規定する運用対象</u></p> <p>(以下、略)</p> <p>【新設】</p> <p>(特定費用準備資金)</p> <p>第6条 <u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第18条に規定する特定費用準備資金を保有しようとするときは、当該資金の支出の目的となる特定の活動の計画内容、積立の期間、積立額について、理事会の承認を受けなければならない。</u></p>

2 特定費用準備資金は、他の資金と明確に区分して管理し、その資金の目的である支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立限度額の変更についても同様とする。

(事業積立資産)

第8条 公益認定を受けた日以降に財政基盤確保のために積み立てる資金（認定法施行規則第31条に規定する要件を満たすものに限る）で、機構会計規程第35条第2号の特定資産ハに定める事業積立資産を保有しようとするときは、資金の支出の目的、積立の期間、積立額について、理事会の承認を受けなければならない。

2 事業積立資産（公益法人認定時に認定法施行規則附則第2項第3号の規定に基づく資金で事業積立資産とした資金を含む）は、他の資金と明確に区分して管理し、公益目的事業の支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立額の変更についても同様とする。

3 前項の定めは、特定資産として積立てて管理する普通預金についても適用する。

(以下、各条繰り下げ)

附 則

この規程は、令和4年度第3回評議員会において、令和5～7年度の事業計画・運営計画の承認の決議を得た日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度第3回評議員会において、令和8～10年度の事業計画・運営計画の承認の決議を得た日から施行する。

2 特定費用準備資金は、他の資金と明確に区分して管理し、その資金の目的である支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立額の変更についても同様とする。

(事業積立資産)

第7条 公益認定を受けた日以降に財政基盤確保のために積み立てる資金（認定法施行規則第18条に規定する要件を満たすものに限る）で、当機構会計規程第35条第2号の特定資産イに定める事業積立資産を保有しようとするときは、資金の支出の目的、積立の期間、積立額について、理事会の承認を受けなければならない。

2 事業積立資産（公益法人認定時に認定法施行規則附則2項第3号の規定に基づく資金で事業積立資産とした資金を含む）は、他の資金と明確に区分して管理し、公益目的事業の支出に充てる場合に限り取り崩すことができる。ただし、目的外の取り崩しが必要な理由を明らかにした上で理事会の承認を得た場合はこの限りではない。積立の期間、積立額の変更についても同様とする。

3 第2項の定めは、特定資産として積立てて管理する普通預金についても適用する。

(以下、略)

附 則

この規程は、令和4年度第3回評議員会において、令和5～7年度の事業計画・運営計画の承認の議決を得た日から施行する。

〔資料 7〕

「琵琶湖・淀川流域水質保全に関する検討会」について

(1) 令和7年度第1回検討会の開催状況

1 開催日時

令和7年10月6日（木） 午後2時30分～午後4時50分

2 開催場所

大阪市中央区 大阪府立労働センター「エル・おおさか」903会議室

3 議題

(1) 情報提供「琵琶湖・淀川流域における幅広いプラスチックごみ問題について」

(2) 分析手法についての意見交換

4 参加研究機関

- ・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
- ・京都府保健環境研究所
- ・独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
- ・公益財団法人 ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター
- ・公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構

(2) 令和7年度第2回検討会の実施

1 開催日時

令和8年2月4日（水） 午後3時10分～午後4時30分

2 開催場所

大阪市中央区 大阪府立労働センター「エル・おおさか」604会議室

3 議題

(1) 情報提供「琵琶湖・淀川流域における幅広いプラスチックごみ問題について」

(2) 学識者を招いてのリスク評価等についての意見交換

4 参加予定研究機関

- ・滋賀県琵琶湖環境科学研究センター
- ・京都府保健環境研究所
- ・独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所
- ・公益財団法人 ひょうご環境創造協会兵庫県環境研究センター
- ・公益財団法人 琵琶湖・淀川水質保全機構